

1 感染防止のための基本的な考え方

産経センターは、社会全体の感染拡大防止に繋がることを認識したうえで、個々の職場の特性に応じた対策を講ずる。特に、職員や接客する顧客への感染を防止するよう努めるものとする。

以上のことから「三つの密」回避の厳守、クラスター感染発生防止のために最大限の対策を講じる。

2 具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制整備

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、全職員の感染予防意識向上を図る。
- ② 国・岐阜県等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康の確保

- ① 職員に対して、毎日の十分な睡眠確保と休日の休養に努めるよう求める。
- ② 全職員に対し、出勤前に検温及びおよび新型コロナウイルス感染症状の有無を確認し、別紙様式により記録させる。
- ③ 健康チェックの結果、職員本人に発熱等の風邪症状がある場合には所属へ連絡させ、出勤させないように徹底する。また、勤務中に体調が悪くなった職員は、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ④ 発熱等の症状により自宅で療養することとなった職員は毎日、健康状態を確認した上で、症状が消失し、入社判断を行う際には、医療機関や保健所への相談を参考にする。

(3) 勤務・通勤形態

- ① 時差出勤、勤務日の振替等の勤務形態の検討を通じ、公共交通機関の混雑時の通勤緩和等を図る。
- ② 自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる職員には、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認する。
- ③ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ④ 休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に(最低1メートル) 距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない等の工夫を行う。
- ⑤ 特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や常時換気を行うなど、「三つの密」を避けることを徹底する。

(4) 事務所等における予防行動

- ① 職員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。また、手指消毒液を常備する。
- ② 職員に対し、勤務中のマスク等の着用を徹底する。あわせて、夏季の熱中症対策を行う。
- ③ 飛沫感染防止のため、職員が、できる限り2メートル、最低でも1メートルあける 等の対策を検討する。
- ④ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を把握し、工夫して接触は最低限にする。
- ⑤ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ⑥ 出張は、地域の感染状況及び出張先の感染防止対策に注意する。ただし、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置の対象地域への出張は、特段の事情がない限り見合わせる。
- ⑦ 出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ⑧ 会議やイベントはオンラインでの行使を検討する。
- ⑨ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らし たり、机等に印

をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ⑩ 対面の外部の会議やイベント等については、参加の必要性を検討し、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ⑪ 採用面接等については、オンラインでの実施も検討する。
- ⑫ 事務所に感染防止対策を示したポスター(保健所等の連絡先を明記することが望ましい)やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

(6) 設備・器具

- ① ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、コピー機、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ② 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ③ ゴミは頻回に回収し、ビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う職員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(7) 職員に対する感染防止策への啓発等

- ① 職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、多人数の懇親会・会食は特に感染リスクが高いとされていることから、原則控える。
- ② 公共交通機関や公共施設を利用する職員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ③ 接触確認アプリ(岐阜県感染警戒QRシステム、COCOA等)の活用を奨励する。

(8) 感染者(職員本人のほか職員の家族等を含む。)が確認された場合又は感染のおそれがある場合の対応

令和3年4月20日付け「職員(又は家族等)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応について」に則り、適切に対応する。

- ① 保健所、医療機関の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ② 感染者の行動範囲を踏まえ、保健所、医療機関の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ③ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ④ 事務所等内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ⑤ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症から回復した職員やその関係者が、職場内で差別されることがないように、職員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

職員(又は家族等)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応について

令和3年4月20日

1 職員の感染が判明したら

感染した職員は、居住地を管轄する保健所の入院措置等の指示に従ってください。センターは、必要に応じて、以下に記載されている内容を実施します。

2 濃厚接触者及び接触者のリストアップ

センターは、感染した職員と濃厚接触がある職員及びそれ以外の接触のある職員をリストアップします。

○濃厚接触者等は、保健所が総合的に判断し決定します。

<濃厚接触者の定義>

「濃厚接触者」とは、感染者の感染の可能性がある期間（発症の2日前から入院又は自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液等のウイルスに直接接触した可能性が高い者
- ・マスクなど適切な感染防護無しに感染者を看護若しくは介護していた者
- ・その他：手で触れる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

※国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

■濃厚接触者の対象例

<感染した職員がマスクをしていた場合>

- ・自身がマスクをせずに対面で（基本的には1メートル以内で15分以上）会話した同僚、利用者、取引先の方等

<感染した社員等がマスクをしていなかった場合>

- ・自身がマスクをして対面で（基本的には1メートル以内で15分以上）会話した方等

★感染した職員も接触者もマスクをせず会話した場合は、距離・時間に関係なく濃厚接触者と判断される場合がある。

■接触者の対象例（濃厚接触者とならないケース）

- ・対面で会話等をした際に、感染者及び自身がマスクをしていた方
- ・短時間同じ空間にいたが、感染者との接触がない方

※一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド

3 濃厚接触者及び接触者の健康観察（14日間）

- ・濃厚接触者は、PCR検査を受ける。
- ・濃厚接触者は、検査結果が陰性の場合でも、感染した職員と、感染の可能性がある期間（発症の2日前から入院又は自宅等での療養の開始までの期間）に接触した最終日から14日間は健康観察をお願いする。また、健康観察が必要な期間は出勤せず、不要不急の外出はできる限り控え、やむをえず移動する際にも公共交通機関の利用は避ける。
- ・接触者は、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱等）が出た場合、速やかに職場及び接触者の居住地を管轄する保健所に報告をする。

■健康観察の方法

<濃厚接触者>

- ・センターは、濃厚接触者に発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等により確認する。

※濃厚接触者と保健所との連絡窓口になる担当者（所属課長）を置く。

<接触者>

- ・接触者は、業務開始前に発熱や呼吸器症状等の有無をセンター（連絡窓口担当者）に報告する。

4 センター内等の消毒

指定管理者に連絡し、感染した職員が触れた可能性のある場所を消毒する。なお、症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要。

■手で触れる共有部分の消毒

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存（プラスチック等の表面で 72 時間まで）するので、ドアの取っ手やドアノブなど共有部分を清拭消毒する。
- ・消毒薬はアルコール（70%）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を使用。

■トイレの消毒

- ・感染した職員が使用した使用後のトイレは、アルコール（70%）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）による清拭を行う。

【感染した職員への対応】

対応 職務内容	疫学調査		(3)その他の対応 ※センターが行 う
	(1)初動調査 ※センター は、以下を行 い保健所の調 査に協力する	(2)濃厚接触者の特定 ※センターは、保健所へ特定に必要な情報 提供を行う	
		調査対象	判断の基準
内勤	①感染した職員と濃厚接触がある職員・それ以外の接触のある職員をリストアップ ・職員の出勤状況の確認	・センター内の接触者の座席、共有スペース等の調査（トイレ、会議室、更衣室等）	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内の消毒の実施 ・業務継続計画の検討
外勤	・執務環境の実態調査（配席状況） ・全員の健康状態の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・外勤範囲、時間訪問先の調査 ・外出手段（交通機関、自家用車等）の調査 ・帰庁してからのセンター内での行動の調査 	
接客・来客担当	②体調不良者はマスクを着用して帰宅させるとともに、可能な限り来客者を特定	・来客対応時の接触時間や状況（マスクの着用やアクリル板等パーテーションの設置の有無）の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・職場等の消毒の実施 ・業務継続計画の検討

※1 外勤の職員が感染した場合は、訪問先（企業等）で接触した方がいるときは、感染拡大防止のため当該企業への情報提供を行う。

※2 他の企業等の感染者と来訪等による接触があった（連絡を受けた）場合は、当該接触者の健康観察を行い、発熱等の症状があれば、かかりつけ医に相談するようにさせる。

5 退院（退所）～仕事復帰

- ・感染した職員の退院（退所）後4週間は、保健所が健康観察を行う。
- ・感染症法による入院勧告・就業制限は、退院（退所）により解除となる。
- ・仕事復帰については、退院（退所）による就業制限解除後は可能であるが、感染した職員の体調等を考慮した上で、仕事復帰を決定する。

■退院に関する基準（厚生労働省通知）

- 1 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- 2 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

6 職員の家族等に発熱等の風邪症状がある場合

家族等に発熱等の風邪症状がある場合には、職員は在宅勤務とすることが望ましいこと（特別休暇（出勤困難）の取得が可能な場合あり）。

注) 「家族等」には、家族のほか、友人、交際相手等、一定の接触のある者（仮にその者が陽性であった場合に職員本人が濃厚接触者とされる可能性がある者）を含む。

■職員本人又は家族等が濃厚接触者・PCR検査対象となった場合

- ・職員は、本人又は家族等が「濃厚接触者（疑いを含む。）となった場合」又は「PCR検査を受けることとなった場合」には、出勤しないこととし、速やかに所属へ連絡すること。
- ・所属は、これらに該当する場合には、当該職員を出勤させないよう徹底すること。また、出勤後にこれらに該当することとなった場合は、速や

かな帰宅を促すこと（特別休暇（出勤困難）又は在宅勤務）。

新型コロナウイルス感染症に関する相談について

- ・発熱症状のある職員は、まずは身近な医療機関（地域の診療所・病院）に電話する。医療機関が指定した時間に診察し、医師の判断により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を行う（又は、検査のできる医療機関を紹介してもらう。）。医療機関が休みの時、かかりつけ医のいない場合、日常生活における消毒方法等の一般的な衛生相談については、最寄りの保健所に連絡する。（ただし、午前9時から午後5時まで。夜間は、午後9時までは県感染症対策推進課で対応）

○感染した職員及び家族等への差別や偏見につながらないよう、人権尊重・個人情報保護に理解し、配慮すること。